

# 型式指定の電磁的表示に係る電波法施行規則の一部改正について

## 1 背景

### (1) 高周波利用設備制度の概要

高周波利用設備は、電波を輻射し、無線設備に妨害を与えるおそれがあることから、原則として個別設置許可が必要であるが、技術基準に適合し型式指定を受けた設備については、個別の許可が不要となり、型式指定の表示を付することが義務付けられている。

### (2) 型式指定の電磁的表示の必要性

特定無線設備における表示(技適マーク)については電磁的表示が可能であるが、高周波利用設備の型式指定の表示についてはラベルを貼付する等の対応が必要となっている。これに関し、本年7月、電波政策2020懇談会の報告書において、世界的な潮流や産業界からの要望を踏まえ、型式指定についても電磁的表示を導入すべきとの提言が示された。

## 2 主な改正概要

### (1) 電磁的表示の追加

設備の見やすい箇所に表示を付す従来の方法に加え、電磁的方法により記録し映像面に表示する方法を追加する。

### (2) 指定を受けていない設備への表示の禁止

型式指定の表示の正当性を担保するため、技適マークと同様、指定を受けていない設備に表示を付することを禁止する。

### (3) インターネットによる型式の公示

型式名・指定番号・製造業者名等の公示方法について、従来の官報告示に加え、インターネット利用を可能とする。

### (4) 型式確認に係る改正

電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の型式確認についても電磁的表示を可能とする。